



資料 6

補助金等について

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課



I 補助金等とは

補助金等とは？

補助金等とは、補助金や負担金などの国が国以外の者の行う事務や事業に対して交付されるもので、その交付に対しての反対給付を求めないもの。

反対給付がない = お金（補助金）をもらうだけ

もらうだけなら、

- ・ 目的外の用途で使っても良いの？
- ・ もらえるなら、必要以上に申請してもいいの？
- ・ 勝手に売ったり（売買）、あげたり（譲渡）してもいいの？
- ・ 貸したり（賃貸）、担保に入れたりしていいの？





事業者が、目的外で使用したり、
無駄な使い方をする事はできない。
(勝手なことはできない。)

なぜ？

補助金等は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれている。

よって

補助金等の交付対象となる事業は、あくまでも、直接又は間接的に
国の施策目的に合致したものに限られる。

同時に

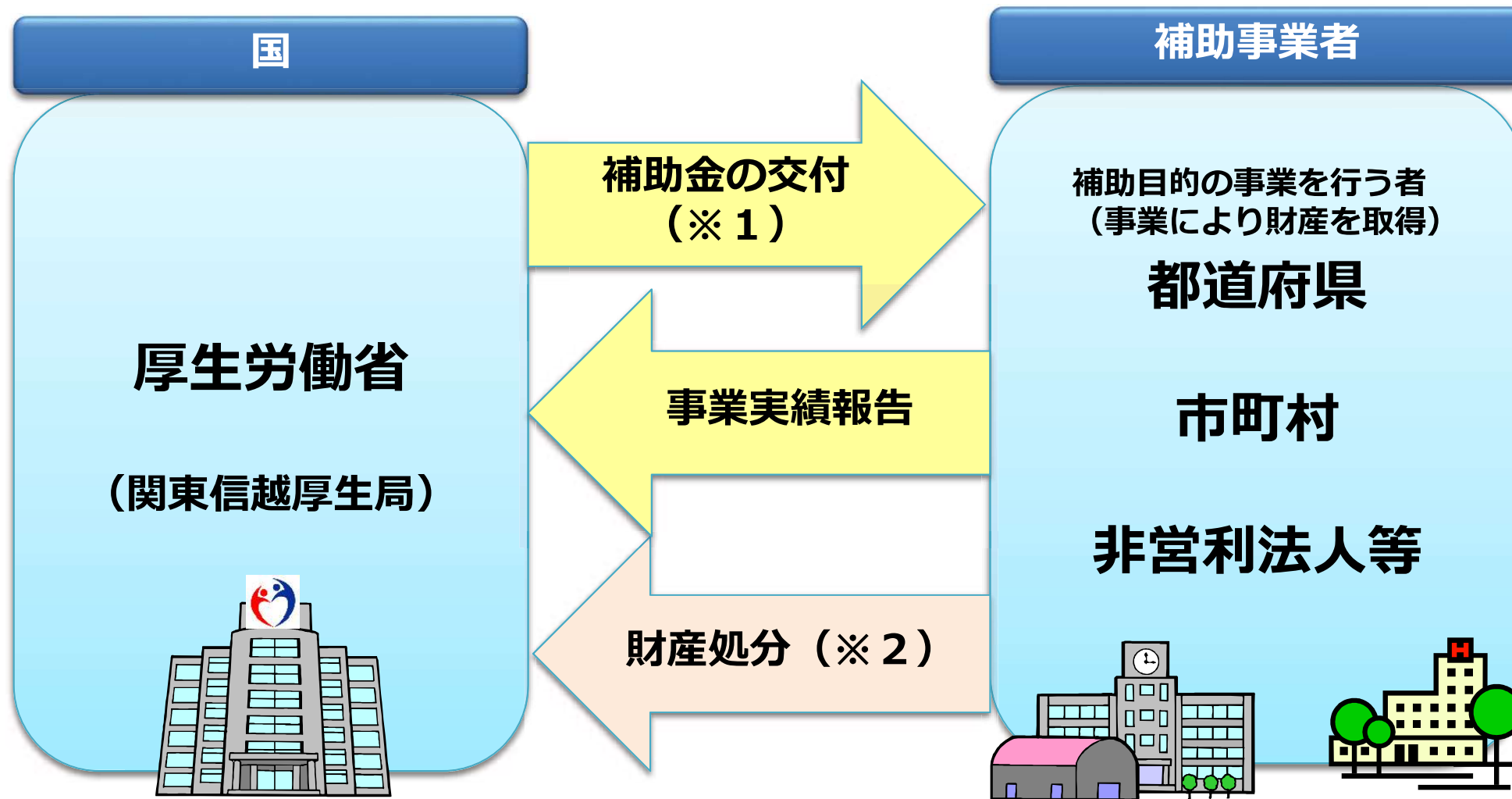
その使用については、法令及び予算の定めるところにより、
公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。



Ⅱ 補助事業の事務



補助事業の主な流れ（直接補助の場合）



- ※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき交付決定、第8条の規定に基づき決定の通知
交付の決定内容又は条件に不服がある場合は各省各庁の長の定める期日までに申請の取下げをする事が出来る
- ※2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき申請

補助金適正化法の規定（直接補助）

第22条

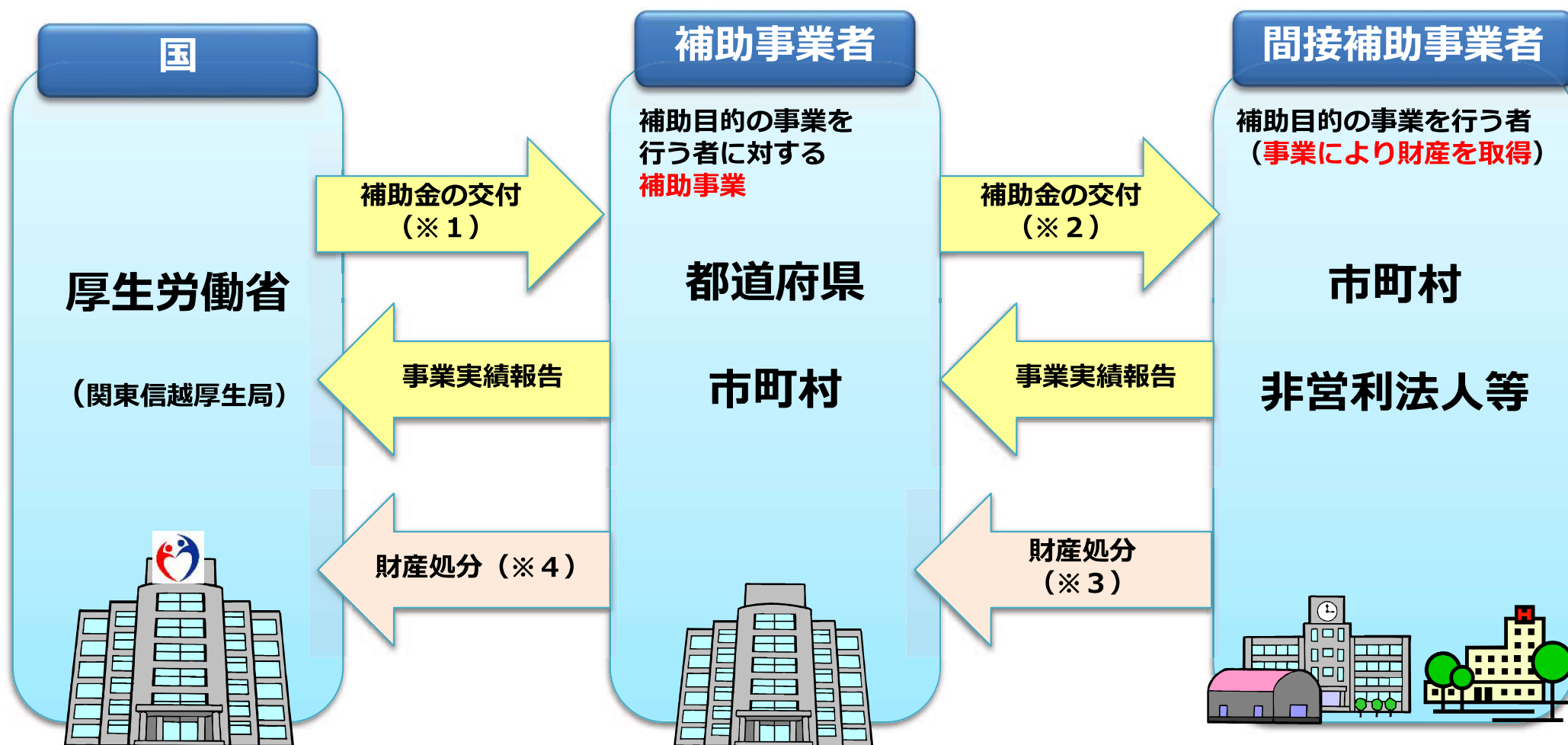
補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認を受けないで、**補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし、政令で定める場合は、この限りではない。

法律の規定を受けて、交付要綱で



事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、**厚生労働大臣等の承認を受けないで、**この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

補助事業の主な流れ（**間接補助**の場合）



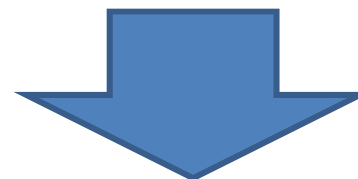
- ※ 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき交付決定、第 8 条の規定に基づき決定の通知
交付の決定内容又は条件に不服がある場合は各省各庁の長の定める期日までに申請の取下げをする事が出来る
- ※ 2 各県等補助金等交付規則の規定に基づき交付決定、決定の通知
- ※ 3 各県等補助金等交付規則の規定に基づき申請
- ※ 4 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき申請

補助金適正化法の規定（間接補助）

第7条第3項

前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

法律の規定を受けて、交付要綱で



- 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- 都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- 市町村が民間事業者が実施する事業に対しこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

忘れられやすい「交付の条件」

「**交付の条件**」は次のようなものがある（財産処分以外）。
それぞれの交付要綱で確認すること。

（例）地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、**一般競争入札に付する**など都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

交付の条件を守らなかったことが実績報告書で判明し、結果的に補助金が交付されなかった事例があったので、**間接補助事業者に対し交付要綱を熟読させるとともに、間接補助事業者が作成した実績報告書については十分な審査をお願い申し上げる。**



補助金適正化法

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、**補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。**

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その**返還を命じなければならない。**



交付要綱の「次の条件」とは・・・？

財産処分に限っていえば・・・

厚生労働省の交付要綱に記載してある、『○○により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。』



これが、「適正化法第7条第3項の規定により付した条件」。



事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、・・・については、補助金等に係る・・・
厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、
都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないで
・・・してはならない。

(地域介護の場合は、下線部が「市町村長の承認を受けないで」となる)

都道府県・指定都市・中核市若しくは市町村の補助金交付要綱の「交付の条件」として、この内容を交付要綱に必ず記載すること！

間接補助事業者に対し、手続きの周知をお願い申し上げます！